

中小企業成長促進法の施行に伴う保証制度の創設および改正について

事業承継を促進することを目的とし、「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「中小企業成長促進法」という。）が施行され、「経営承継借換関連保証」、「経営承継準備関連保証」、「特例経営力向上関連保証」および「特例地域経済牽引事業関連保証」が創設・改正され令和2年10月1日より取扱いを開始しておりますのでお知らせいたします。

1. 経営承継借換関連保証について【創設】

(1) 制度の創設背景・特徴

円滑な事業承継を促進するため、経営者保証のある借入を借換えることで経営者保証の解除を可能とする「事業承継特別保証制度」の取扱いが令和2年4月から開始されましたが、既に一般枠の限度額を超える中小企業者については、同制度だけでは事業承継時における経営者保証の課題を解決できない状況となっていました。

そこで、このような中小企業者についても同様に経営者保証の解除を可能とすることにより一層の事業承継の促進を図るため、別枠の「経営承継借換関連保証」が創設されました。

「経営承継借換関連保証」は、「事業承継特別保証制度」と同様に、①経営者保証のある借入を借換えることで経営者保証を解除できる、②経営者保証のあるプロパー借入についても借換えが出来る、③事業承継時判断材料チェックシートの提出によって保証料率を大幅に軽減できる等の特徴がありますが、a. 必要書類として認定書が必要、b. 保証申込みが事業承継後である場合には対象とならない、c. 真水資金は対象とならない等の点で違いがあります。

なお、別枠制度ですが、保証料率については弾力化の対象となります。

(2) 制度概要

保証限度額	280,000千円 （普通保険にかかる保証 200,000千円 無担保保険にかかる保証 80,000千円 特別小口保険にかかる保証20,000千円（※1） ※1 特別小口保険の要件を満たす場合、他保険との併用はできません。
対象資金	認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金（当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るもの） <u>（既存のプロパー借入金（個人保証あり）の借換も可能）</u> <u>（真水資金は対象になりません）</u>
責任共有	責任共有対象



千葉県信用保証協会

～中小企業のベストパートナー～

	(ただし、特別小口保険にかかる保証は責任共有対象外)
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置期間は1年以内)
信用保証料率	0.45%～1.90% <u>0.20%～1.15% (経営者保証コーディネーター (以下、「経保C o」という) による確認を受けた場合)</u> 1.0% (特別小口保険にかかる保証の場合)
担保	必要に応じて
保証人	不要
貸付金利	金融機関所定
申込方法	金融機関経由 (与信取引のある金融機関に限る)
資格要件	<p>(1) から (3) のいずれにも該当する中小企業者</p> <p><u>(1) ①から③のいずれにも該当することにつき、経済産業大臣の認定 (※2) を受けていること</u></p> <p>①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入による債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること</p> <p>②認定申請日の直前の決算において次の要件 (※3) を満たすこと</p> <p>ア. 資産超過であること</p> <p>イ. EBITDA有利子負債倍率 ((借入金・社債ー現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)) が10倍以内であること</p> <p>③当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること <u>(事業承継が完了している中小企業者は対象になりません)</u></p> <p>(2) 保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること</p> <p>(3) 保証協会への申込日 (※4) において返済緩和している借入金がないこと</p> <p>※2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 第12条第1項第1号ニの規定による認定 (認定権限は経済産業大臣から都道府県に委任されている)</p> <p>※3 認定取得後、保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要</p> <p>※4 保証協会への申込日が危機関連保証制度の発動期間中である場合においては、「返済緩和している借入金がない」と判断する基準日を危機関連保証制度の始期の前日とすることができる</p>
添付資料	<p>(1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則様式第6の3の都道府県知事の認定書 (申請書の写しを含む) の写しおよび認定申請の提出書類の写し</p> <p>(2) 財務要件等確認書</p> <p>(3) 借換債務等確認書</p> <p>(4) 他行借換依頼書兼確認書 (既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合)</p> <p>(5) 事業承継時判断材料チェックシート (経保C oによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率軽減の適用を受ける場合)</p>

2. 既存制度の保証人を不要とする取扱いの拡充について

(1) 改正内容

中小企業成長促進法では、事業承継を促進することを目的に、既存制度の「経営承継準備関連保証」「経営力向上関連保証」「地域経済牽引事業関連保証」に保証人を不要とする取扱いが追加され、保証制度が創設・改正されました。

なお、保証人を不要とする取扱いには、それぞれの制度の認定書等に加え、財務要件確認書が必要になります。

(2) 保証制度

- ① 「経営承継準備関連保証」【改正対応】
- ② 「特例経営力向上関連保証」【創設】
- ③ 「特例地域経済牽引事業関連保証」【創設】

(3) 保証人を不要とする要件

保証人を不要とする取扱いには、それぞれの認定要件に加え①から③いずれにも該当することが必要です。

①認定（承認）申請日の直前の決算において次の要件（※1）を満たすことが必要

a. 資産超過

b. EBITDA有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内

②保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされている

③保証協会への申込日（※2）において、返済緩和している借入金がない

※1 認定取得後、保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要です。

※2 保証協会への申込日が危機関連保証制度の発動期間中である場合においては、「返済緩和している借入金がない」と判断する基準日を危機関連保証制度の始期の前日とすることができる。

以上

【お問い合わせ先】

- ・経営承継借換関連保証・経営承継準備関連保証について
成長サポート部 経営サポートチーム 事業承継サポートデスク
TEL：043-307-7772

- ・特例経営力向上関連保証・特例地域経済牽引事業関連保証について
本店保証部 TEL：043-221-8111
松戸支店保証課 TEL：047-365-6010